

6 緊急時における救急体制の整備

(1) 救急業務実施体制の整備

交通事故をはじめとする救急事故に対処するため、次により救急業務実施体制の整備を図る。

ア 救急業務を実施していない町村については、広域市町村圏の振興整備と併せて広域的共同処理方式を積極的に推進する。また、これによりがたい町村については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく隣接市町村からの応援、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の6第1項の規定に基づく他市町村に対する知事の要請による救急業務の実施等の方式により補完することとする。

イ 高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理すべきものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的な人命救護を行うこととする。

このため、同公団及び市町村は、相互の連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進するものとする。

ウ 救急隊員の養成と資質の向上を図るため、都道府県、指定都市の消防学校及び消防大学校の救急科において救急隊員の教育訓練を強力に推進する。

エ 救急自動車、救急指令装置等については、改良及び整備を図り、救急業務の円滑な運用を期する。

(2) 救急医療の整備

ア 救急医療施設の整備

初期救急医療を担当する救急告示施設については、交通事故の発生状況、地域の医療機関の分布等を勘案の上、施設数の増加と適正配置を推進する。特に、国公立医療機関については、救急医療に積極的に参加するよう指導する。

また、救急患者の医療機関への受け入れ体制の整備を図るため、24時間診療体制で重症救急患者の総合的な救命医療を担当する救命救急センターについ

て、地域の実情、医療機関の受け入れ体制等を勘案の上、その整備を図る。

更に、外科系救急医療の中心的機関である救急医療センターについて、診療内容の充実強化を図る。

イ 脳神経外科及び麻酔科領域の医師の養成等
救急医療センター等に勤務する医師を対象とする
脳神経外科及び麻酔科領域の専門研修を実施して専
門医の養成を促進するとともに、告示施設の医師に
対する研修内容を充実させて救急医療に関する知識
と技術の向上を図る。

また、国立大学における脳神経外科及び麻酔科に
関する教育の充実及び研究の促進を図る。